

ハーモニーホームヘルパーステーション指定訪問介護及び 日常生活総合事業 第1号訪問事業所運営規程

(事業の目的)

第1条 社会福祉法人久寿福祉会が開設するハーモニーホームヘルパーステーション指定訪問介護事業所（以下「事業所」という。）が行う指定訪問介護の事業（以下「事業」という。）の適正な運営を確保するために人員及び管理運営に関する事項を定め、事業所の介護福祉士又は訪問介護員研修の修了者（以下「訪問介護員等」という。）が、要介護状態又は要支援状態にある高齢者に対し、適正な指定訪問介護を提供する事を目的とする。

- 2 第1号訪問事業（訪問介護相当サービス）については、利用者がその居宅においてその有する能力に応じて自立した日常生活を営むことができるよう支援します。

(運営の方針)

第2条 事業所の訪問介護員等は、要介護者等の心身の特性を踏まえて、その有する能力に応じ自立した日常生活を営むことができるよう、入浴、排せつ、食事の介護その他の生活全般にわたる援助を行う。

- 2 事業の実施に当たっては、関係市町村、地域の保健・医療・福祉サービスとの綿密な連携を図り、総合的なサービスの提供に努めるものとする。
- 3 居宅において訪問介護員が、利用者が主体的に行う調理・洗濯等に対する支援を行います。

(事業所の名称)

第3条 事業を行う事業所の名称及び所在地は、次のとおりとする。

- 1 名称 ハーモニーホームヘルパーステーション訪問介護事業所
- 2 所在地 鹿沼市村井町146-6

(職員の職種、員数及び職務内容)

第4条 事業所に勤務する職種、員数及び職務の内容は次のとおりとする。

- 1 管理者 1名
管理者は、事業所の従業者の管理及び業務の管理を一元的に行うものとする。
- 2 サービス提供責任者 常勤1名以上
サービス提供責任者は、事業所に対する指定訪問介護の利用の申込に係る調整、訪問介護員等に対する技術指導、訪問介護計画の作成等を行うとともに、自らも指定訪問介護の提供に当たるものとする。
- 3 訪問介護員等 2.5名以上
訪問介護員等は、指定訪問介護の提供に当たる。
- 4 事務職員 1名
必要な事務を行う。

(通常の事業の実施地域)

第5条 通常の実施地域は、鹿沼市の区域とする。

(営業日及び営業時間)

第6条 事業所の営業日及び営業時間は、次のとおりとする。

- 1 営業日 年中無休
- 2 営業時間 午前7時から午後9時までとする。

(訪問介護の内容及び利用等)

第7条 指定訪問介護の内容は次のとおりとし、指定訪問介護、及び介護予防を提供した場合の利用料の額は、厚生大臣が定める基準によるものとし、当該指定訪問介護が法定代理受領サービスであるときは、保険者から交付された介護保険負担割合証に記載された利用者負担の割合とする。

- 1 身体介護
- 2 生活援助
- 3 巡回型
- 4 総合事業
- 5 介護職員処遇改善加算Ⅰ
- 6 特定事業所加算Ⅱ
- 7 介護職員等特定処遇改善加算Ⅰ
- 8 介護職員等ベースアップ等支援加算

2 次条の通常の事業の実施地域を越えて行う指定訪問介護に要した交通費は、その実費を徴収する。なお、自動車を使用した場合の交通費は、次の額を徴収する。

事業実施地域の境界線を出たところからご自宅まで、1km当たり30円とする。

3 前項の費用の支払いを受ける場合には、利用者又はその家族に対して事前に文書で説明した上で、支払いに同意する旨の文書に署名(記名押印)を受けることとする。

(緊急時における対処方法)

第8条 訪問介護員等は、訪問介護を実施中に、利用者の病状に急変、その他緊急事態が生じたときは、速やかに主治医に連絡する等の措置を講ずるとともに、管理者に報告しなければならない。

(苦情処理)

第9条 管理者は、提供した訪問介護に関する利用者からの苦情に対して、迅速かつ適切に対応するため、担当者を置き、事実関係の調査を実施し、改善措置を講じ、利用者及び家族に説明するものとする。

- 2 事業所は前項の苦情の内容等について記録し、保存する。
- 3 市長村および国民健康保険団体連合会が行う調査に協力するとともに、指導又は助言を受けた場合は、当該指導又は助言に従って改善する。必要とされる場合は、市町村および国民健康保険団体連合会に改善内容を報告する。

(事故処理)

第10条 事業所はサービス提供に際し、利用者に事故が発生した場合には速やかに市長村、介護支援専門員、利用者の家族に連絡を行うとともに必要な措置を講じる。

- 2 前項の事故の状況および事故に際してとった処理について記録し、その完結の日から5年間保存する。
- 3 利用者に賠償すべき事故が発生した場合は、損害賠償を速やかに行う。

(個人情報の保護)

第11条 事業所は利用者及びその家族の個人情報について「個人情報の保護に関する法律」及び厚生労働省が策定した「医療・介護関係事業者における個人情報の適切な取り扱いの為のガイダンス」を遵守し適切な取り扱いに努めるものとする。

- 2 事業所が得た利用者及びその家族の個人情報については、事業所での介護サービスの提供以外の目的では原則的に利用しないものし、外部への情報提供については必要に応じて利用者または家族の同意をあらかじめ書面にて得るものとする。

(身体的拘束等の原則禁止)

第12条 事業所はサービスの提供に当たって利用者等の生命又は身体を保護する為、緊急やむを得ない場合を除き、身体的拘束その他利用者の行動を制限する行為（以下「身体的拘束等」という。）を行わない。

- 2 事業所は、やむを得ず身体的拘束等を行う場合には、本人又は家族に対し、身体的拘束の内容、理由、期間等について説明し同意を得た上で、その態様及び時間、その際の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由など必要な事項を記載することとする。
- 3 事業所は、身体的拘束等の適正化を図るため、次の措置を講ずるものとする。
 - 一 身体的拘束等の適正化のための指針の整備。
 - 二 従業者に対する身体拘束等の適正化のための研修の定期的な実施。

(虐待防止に関する事項)

第13条 事業所は利用者の人権の擁護、虐待の発生又はその再発を防止するための各号に掲げる措置を講じるものとする。

- (1) 虐待防止のための対策を検討する委員会（テレビ電話装置等を活用して行うことができるものとする。）を定期的で開催するとともに、その結果について職員に周知徹底を図る。
- (2) 虐待防止のための指針を整備する。
- (3) 職員に対し虐待を防止するための定期的な研修を実施する。
- (4) 前3号に掲げる措置を適切に実施するための担当者を設置する。

(業務継続計画の策定等)

第14条 事業所は、感染症や非常災害の発生時において利用者に対するサービスの提供を継続的に実施するための、及び非常時の体制で早期の業務再開を図るための計画（以下「業務継続計画」という。）を策定し、当該業務継続計画に従い必要な措置を講じるものとする。

- 2 事業所は、従業者に対し、業務継続計画について周知するとともに、必要な研修及び訓練を定期的実施するものとする。
- 3 事業所は、定期的に業務継続計画の見直しを行い、必要に応じて当該計画の変更を行うものとする。

(衛生管理等)

第15条 事業所は、事業所において感染症が発生又はまん延しないように、次の各号に掲げる措置を講じるものとする。

- (1) 事業所における感染症の予防及びまん延の防止のための対策を検討する委員会(テレビ電話装置等を活用して行うことができるものとする。)をおおむね6ヶ月に1回以上開催するとともに、その結果について、従業員に周知徹底を図る。
- (2) 事業所における感染症の予防及びまん延防止のための指針を整備する。
- (3) 事業所において、従業者に対し、感染症の予防及びまん延の防止のための研修及び訓練を定期的実施する。

(その他運営についての留意事項)

第16条 事業所は、訪問介護員等の資質向上を図るための研修の機会を次のとおり設けるものとする。

- 1 採用時研修 採用後3ヶ月以内
- 2 継続研修 年1回

- 2 従業者は業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を保持する。
- 3 従業者であった者に、業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を保持させるため、従業者でなくなった後においてもこれらの秘密を保持すべき旨を、従業者との雇用契約の内容とする。
- 4 この事業を行うため、ケース記録、その他必要な帳簿を整備し5年間保持する。
- 5 この規程に定める事項の他、運営に関する重要事項は社会福祉法人とハーモニーヘルパーステーションとの協議に基づいて定めるものとする。
- 6 適切なサービスの提供を確保する観点から、職場において行われる性的な言動又は優越的な関係を背景とした言動であって業務上必要かつ相当な範囲を超えたものにより職員の就業環境が害されることを防止するための方針の明確化等の必要な措置を講じるものとする。
また、相談の窓口をあらかじめ定め、従業者に周知する。

附 則

- この規程は、平成12年 4月 1日から施行する。
この規程は、平成15年12月 1日から施行する。
この規程は、平成16年 4月 1日から施行する。
この規程は、平成18年 4月 1日から施行する。
この規程は、平成21年 4月 1日から施行する。

この規程は、平成23年 4月 1日から施行する。

この規程は、平成24年 4月 1日から施行する。

この規程は、平成25年 4月 1日から施行する。

この規程は、平成27年 4月 1日から施行する。

この規程は、平成27年 8月 1日から施行する。

この規程は、平成29年 4月 1日から施行する。

この規程は、平成30年 4月 1日から施行する。

この規程は、平成31年 4月 1日から施行する。

この規程は、令和 元年10月 1日から施行する。

この規程は、令和 3年 4月 1日から施行する。

この規程は、令和 4年10月 1日から施行する。

この規程は、令和 6年 4月 1日から実施する。